

令和4年度

南房総市介護サービス事業所等感染防止対策支援補助金 Q&A

Q1. サービスの異なる事業を複数の事業所で行っている場合、申請はどのようなになるか。

A1. 事業所ごとに必要な物品が異なるため、それぞれの事業所ごとに感染拡大防止物品購入に係るリスト（第2号様式）を作成し、補助対象者（事業所・施設の運営者）は一括して申請することとなります。

Q2. 表にある補助対象物品以外のものは、補助の対象とならないのか。また、購入物品のレシート中に、対象外のものがある場合、除いて申請すればよいのか

A2. 「対象となる感染防止対策物品等一覧」にあるもののみ対象となります。対象期間（令和4年4月1日～令和4年11月30日）中に購入した物品の中で、対象外の品物等が混入している場合は、除いて申請してください。

Q3. 令和4年11月30日までに購入し納品されたが、支払いが12月で領収書はないが納品書又は請求書でよいのか。

A3. 対象期間が令和4年11月30日までとなっているため、11月30日までに支払いの完了がなければ対象になりません。

Q4. インターネットを利用し購入を考えているが、配送料も補助対象経費に計上可能か。

A4. 配送料、振込手数料、消費税は補助対象外となります。

Q5. この事業は令和5年度も継続するのか。

A5. 未定です。